



教委体第 936 号

令和3年6月11日

公益財団法人大分県スポーツ協会
会長 麻生益直 殿

大分県教育庁体育保健課

課長 加藤寛 章



新型コロナウイルス感染症に係る身体接触を伴う活動について（依頼）

標記のことについて、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染状況の評価が「ステージⅡ」へ移行したことから、大分県教育委員会では身体接触を伴う活動及び部活動について別添（写）のとおり通知しました。

つきましては、6月14日以降6月30日までの間の活動について、別添（写）の内容を貴協会下の各競技団体へ周知くださいますようお願いいたします。

《 本件問い合わせ先 》

○県教育庁体育保健課

担当：宮成

Tel.097-506-5641

教委体第 929 号
教委文第 961 号
令和 3 年 6 月 10 日

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第四報）

標記のことについて、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染状況の評価が「ステージⅡ」へ移行したことから、6月14日以降6月30日までの間、基本的な感染症対策に加え、下記の事項について指導願います。

記

- 1 県内の学校との交流（合同練習や練習試合、合宿等）は認める。
- 2 県外の学校との交流（他県へ出向いての練習試合や合宿及び招聘しての練習試合や合宿等）は行わないこと。
但し、全国または九州学校体育団体・競技団体主催の大会への参加は認めるが、大会規程に基づき、許容される人数以外は厳しく制限すること。
- 3 合宿については、その必要性を慎重に検討した上で実施するとともに、基本的な感染症対策の徹底に加え、大部屋の人数制限、施設（部屋）の常時換気、食堂・浴場等共用場所の分散利用などの感染防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず顧問が確認すること。
- 4 練習や練習試合での保護者等の参観は、感染症対策を講じた上で行うこと。
- 5 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。
— 身体活動以外の場面（例） —
 - (1) 更衣中
 - (2) 休憩中
 - (3) 食事中
(食事は対面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、マスクを着用すること。)
 - (4) 帰宅中
 - (5) 準備や片付けの場面
 - (6) 控えベンチ内や補助員として活動する場面
 - (7) ミーティング等や生徒が集合する場面
- 6 合宿以外の部活動前後での集団での飲食はしないこと。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

体育保健課 担当：吉野

TEL 097-506-5639

○文化部活動について

文化課 担当：多嶋田

TEL 097-506-5493

写

教委体第 928 号
教委文第 970 号
教委高第 970 号
教委特第 726 号
令和3年6月10日

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る身体接触を伴う活動及び部活動について（第二報）

標記のことについて、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染症状況の評価が「ステージⅡ」へ移行したことから6月14日以降6月30日までの間、下記の事項について指導願います。

記

- 1 体育授業等の教育活動及び部活動については、可能な限り感染症対策を講じた上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。すなわち、これらにおける児童生徒の「接触」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。
- 2 学校外での身体接触を伴う活動については、感染症対策を講じた上で参加すること。

※文化活動及び文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

県教育庁 体育保健課

担当：吉野

Tel.097-506-5639